

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
35	市民農園を開設できる者の要件の緩和	農林水産省	1～2
37	土壌汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止	環境省	3～9
38	国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等	環境省	10～12
46	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し	国土交通省	13～17
18	喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲	厚生労働省	18～19
19-①	介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士実務者研修の受講時間の短縮)	厚生労働省	20～23
19-②	介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士国家試験の柔軟化)	厚生労働省	24～25

任意団体による市民農園の開設について

重点番号35:市民農園を開設できる者の要件の緩和
(農林水産省)

平成29年10月19日

農林水産省

任意団体による市民農園の開設

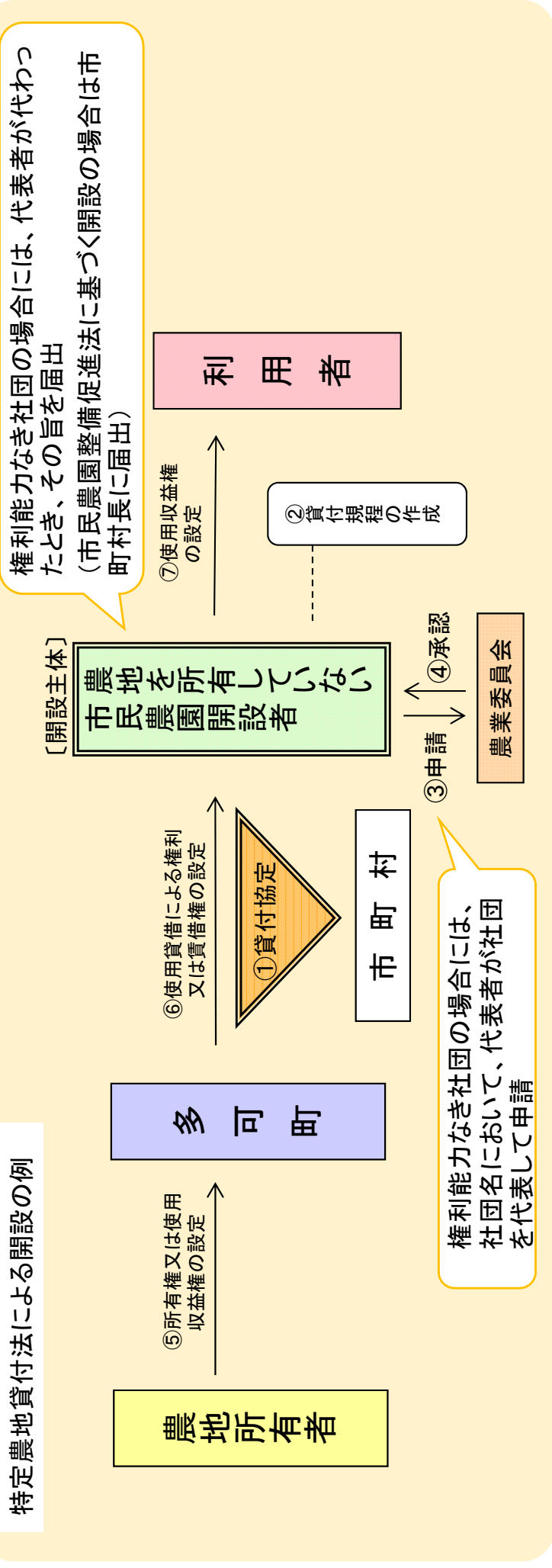
提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得（総有）し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。
- 権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。

提案への対応

- 代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名においては、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を発出し、周知したい。

2



土壌汚染対策法第4条の届出について

平成29年10月19日（木）
環境省 水・大気環境局

- 今般の法改正については、調査結果報告に係る手続きを前倒して、届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したものと理解するが、
 - ・ そもそも本提案のような汚染のおそれにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと
 - ・ 調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること
 - ・ 届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないことを踏まえると、事業者が当該手続きを広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとはいえないのではないが。
- このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く吸い上げながら、幅広く検討すべきではないか。
- 1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。

- 「今後の土壌汚染対策の在り方について(第1次答申)」(平成28年12月中央環境審議会)において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されていることから、引き続き、ご提案の趣旨を踏まえつつ、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会
において検討。
- 既に提案団体である栃木県へのヒアリングを行ったところであり、今後、共同提案団体を含めて都道府県等へのアンケートを行う予定。
- 都道府県等の御意見を聴きつつ、中央環境審議会の検討をいただく予定であり、改正法第2段階施行(改正法公布(H29.5.19)後2年以内の施行)に合わせるため、パブリックコメント手続を含め、平成30年内までに省令案を取りまとめることを
想定。

- 既存の知見により汚染のないことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、
- ① 環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地
 - ② 近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地歴調査を行わずとも、汚染のおそれがないことは客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないか。

- 土壤汚染対策法に基づく調査により過去に汚染のおそれがないと判断された土地についても、調査実施以降に汚染の状況に変更がある場合等も考えられ、「汚染のおそれがないことは客観的に明白」とはいえない。(なお、過去の調査実施以降に汚染されたおそれがあるかどうかについては、届出を踏まえ、都道府県において、関係部に照会する等により判断する必要があり、土地の所有者等にとって、あらかじめその事実が明らかであるわけではない。)
- 環境影響評価法及び土壤条例等に基づく調査については、その目的、方法が土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査と必ずしも同一ではないことから、調査結果を個別に判断しなければ「汚染のおそれがないことは客観的に明白」とは言えない。
- ☞ このため、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断する必要がある。

今後のスケジュール

今後のスケジュール(案)

時期	土壌制度小委員会	法令
平成29年 9月29日	第10回 土壌制度小委員会 (答申案(臨海部の工業専用地域の特例、処理の特例等)の審議)	政省令案(第一段階施行分)のパブリックコメントを実施
11月頃	第11回 土壌制度小委員会 (答申案(一時的免除中・操業中の土地の調査、汚染除去等計画)の審議) 都道府県等へのアンケート調査	政省令(第一段階施行分)の公布
〇	審議状況を踏まえつつ、臨海部の工業専用地域の特例、 形質変更の届出の例外 、処理の特例、一時的免除中・操業中の土地の調査、汚染除去等計画等について、審議(1~2回)	法及び政省令(第一段階施行分)の施行 ※平成30年4月1日
平成30年	春頃に、第二次答申案の取りまとめ、答申	政省令案(第二段階施行分)のパブリックコメントを実施 政省令(第二段階施行分)の公布
平成31年	自治体等の関係者に対する説明会等(約半年間の周知)	法及び政省令(第二段階施行分)の施行

○ 中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討。

○ 都道府県等へのアンケートを行う予定。

○ 都道府県等の御意見を聴きつつ、中央環境審議会の検討を踏まえ、改正法第2段階施行(改正法公布(H29.5.19)後2年以内の施行)に合わせるため、平成30年内までに省令案を取りまとめることを想定。

(参考) 法第4条に係る土壌汚染状況調査・対策の流れ

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更を行う場合、着手する日の30日前までに都道府県知事へ届け出なければならぬ。（第4条）

ただし、①②に掲げる行為については、この限りでない。

- ① 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

都道府県知事は、当該土地が汚染のおそれがあるものと認めるときは、土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）に対して、指定調査機関に調査（土壌汚染状況調査）を行わせ、その結果を都道府県知事に報告することを命令できる。

土壌汚染状況調査の概要（全体の流れ）

調査契機の発生（土壌汚染状況調査の実施）

地歴調査

情報の入手・把握

試料採取等対象物質の種類の特定

土壌汚染のおそれの区分の分類

調査対象地の利用履歴や有害物質の使用状況等の情報を収集する。

収集した情報により調査対象地で使用等されていた物質を、実際に土壌試料を採取して分析を行う有害物質として決定する。

試料採取等対象物質ごとに、当該物質の使用等の状況により、調査対象地を汚染のおそれが比較的多い、おそれが少ない、おそれが少ない土地の3つに分類する。

試料採取等

単位区画の設定

試料採取等を行う区画の選定

試料採取等

調査対象地に10m×10mの単位区画を設定する。設定した単位区画をもとに30m格子も設定する。

- 地歴調査で実施した土壌汚染のおそれの区分の分類をもとに、試料採取等対象物質毎に、単位区画ごとの試料採取等の有無を決定。
- 汚染のおそれが比較的多い土地を含む単位区画は単位区画ごとに試料採取
- 汚染のおそれが比較的多い土地を含まないが、汚染のおそれが少ない土地を含む単位区画は30m格子ごとに試料採取

試料採取等を行うこととした区画について、試料採取、分析を実施。